

安平町まちづくり基本条例(案)に関する意見再募集と
関連する条例(案)に関する意見の募集結果について

安平町まちづくり基本条例(案)及び安平町町民自治推進委員会条例(案)について、貴重なご提言をいただきありがとうございました。意見募集の結果を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

1. 募集期間 平成 25 年 10 月 7 日 (月) ～平成 25 年 11 月 6 日 (水)
2. 意見提出 1 人 2 件
3. 公表方法 町ホームページ、早来庁舎総務課総務グループ、追分庁舎健康福祉課住民サービスグループ、広報あびら 12 月号
4. 意見と町の回答など

安平町まちづくり基本条例(案)に関するご意見と町の回答	
意見の概要 (全文掲載)	町の回答
<p>前文に追加すべきと考える事項や考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全・安心に加えて災害に強いまちづくり 2. 若者が生涯に亘って働けるまちづくり 考え方: 農業・酪農廃棄物を利用した資源・エネルギー産業をおこし、雇用を拡大する。 : 上記産業育成の教育・研究の拠点を設置する。 3. 福祉の支えあいに加えて、高齢者の生涯活動(労働)の場づくり 考え方: 高齢者を活用することによって、生き甲斐・健康増進を図り、医療費他行政コストの削減を図る。 	<p>まちづくり基本条例につきましては、安平町におけるまちづくりに関する理念や町政運営上の基本的事項を定めており、前文では目指していくまちづくりの願いを述べています。</p> <p>いただきましたご意見にありますようなまちづくりに関する具体的な事項につきましては、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための安平町総合計画や、各種事業などを具体的に推進していくために策定される個別分野の計画に掲載され、実施していくこととなります。</p> <p>どのご意見も安平町にとりまして大切な事項であり課題でもあるため、安平町総合計画や個別分野の計画に基づき検討させていただきますが、災害に強いまちづくりにつきましては、安平町総合計画後期計画の第 1 章生活重視のまちづくりで、防災対策の推進と防災意識の高揚を基本方針として、災害に強いまちづくりを目指していくこととしており、若者が生涯に亘って働けるまちづくりにつきましては、第 2 章恵まれた立地条件を活かしたまちづくりで、地域資源の活用による新たな地場産業の創出を基本方針として、雇用機会の創出に努めていくこととしています。</p> <p>また、高齢者の生涯活動の場づくりにつきましては、第 3 章豊かなこころを育む学びのまちづくりで、生涯学習の充実による生きがいあるまちづくりを基本方針として、住民自らが進んで学習し、その成果をまちづくりに還元する生涯学習のまち・あびらを目指すこととしており、併せて福祉分野でも誰もが安心して暮らせる地域福祉の推進を基本方針として、医療費の抑制に向けた町民の健康づくりを進めることとしています。</p>

安平町町民自治推進委員会条例(案)に関するご意見と町の回答

意見の概要（全文掲載）	町の回答
<p>1. 次の条文が理解しづらい ◇第2条(2)は解説を読んでもわかりにくい。</p> <p>2. 当委員会は定期的開催されるのか、招集時のみ開会かわかりにくい。</p> <p>3. 安平町民参画の中での当委員会の位置づけ、あるいは関連がわかりにくい。</p> <p>4. 当委員会はまちづくり基本条例に定める、総合計画、基本計画の立案・策定に関与できるのか。</p>	<p>◆ 第2条第2号の規定につきましては、本条例とともに制定予定である「安平町町民参画推進条例」に規定する町民参画の促進に必要な手法に係る次の運用等に関し、安平町町民自治推進委員会で調査審議し、町長に意見を述べることを所掌事項としています。</p> <p>＊町民参画の実施状況、安平町町民参画推進条例の運用状況、町民参画の方法の研究及び改善、条例の見直し、その他町民参画に関する基本的事項</p> <p>◆ なお、条例施行時まで逐条解説がわかりやすいものとなるよう見直しを検討いたします。</p> <p>◆ 当委員会の開催に関しては、まちづくり基本条例の進捗状況のほか、前述の安平町町民参画推進条例に基づく町民参画手法の実施状況等についても審議することとなるため、定期的な開催を予定しています。</p> <p>◆ 当委員会は、まちづくり基本条例に関する事項とともに、町民との協働によるまちづくりの推進に資するために行われる町民参画を促す手法が適正に行われているか、制度を見直す必要がないかなどを審議する機関として位置づけています。</p> <p>◆ 次期安平町総合計画（基本構想・基本計画）の策定では、当委員会とは別に新たに計画策定委員会を設置する予定ですが、計画策定に町民をいかに参画させるかが大きな課題でありますことから、新たに設置する計画策定委員会と当委員会との連携・連動は必要になると考えます。</p>